オ　原木の安定供給に関しては、燃料材需要の増大等に対応して供給量が増加するとともに、製材工場における直送率注は約５割に達し、原木流通の効率化が進展した。一方で、急激な需給変動の際には、林業経営体の生産性の低さや労働力不足、製材工場等の供給力不足やストック機能の脆弱性等の供給体制の課題に加え、木材需給に係る情報が川上・川中・川下の関係者間で十分に共有されないことにより、弾力的な木材供給が困難な状況も見られた。また、再造林や素材生産から木材加工、消費に至るまでの木材に係るコスト構造（以下「木材に係るコスト構造」という。）等に関する関係者間の理解の醸成も十分でなく、現状のままでは国産材の供給拡大や付加価値向上の機会を逸するおそれがある。

注　工場が調達した原木のうち、木材流通業者を経由せず、素材生産業者等から直接入荷したものの割合をいう。

カ　木材産業の競争力強化に関しては、製材業の出荷額が令和２年の63百億円から令和５年には78百億円に、合板・単板製造業の出荷額が同じく35百億円から40百億円に増加するなど、木材産業の市場規模は拡大しているものの、製材・合単板工場の生産性は前基本計画の期間中に頭打ちとなっている。国際競争力の強化に向けた木材の安定供給の観点からは、木材加工流通施設の生産性の更なる向上と機能強化が急務である。また、品質性能の確かな木材製品を供給するためには、木材製品における日本農林規格（以下「ＪＡＳ」という。）の認証取得が重要である。しかし、構造用製材の格付率が令和６年において３割にとどまっているように、特に製材分野で認証が進んでいない。さらに、大径材の増加への対応や内装材等の付加価値の高い製品の供給等が不十分である。

キ　木材利用の促進に関しては、都市の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定の締結数が、220件となった（令和７年12月時点）。また、直交集成板（以下「ＣＬＴ」という。）や木質耐火部材等の開発や普及により、公共建築物の木造率が上昇するとともに、民間の非住宅分野でも、店舗等の低層かつ比較的小規模な建築物を中心に、企業による木材利用の取組が拡大した。一方、中高層の木造建築物については、徐々に増加しているものの、なお一部にとどまり、国民が日常的に目にするような状況にはなっていない。また、低層住宅では柱材等を中心に国産材の利用が拡大したが、国内新築住宅市場の縮小を見据えると、横架材等の国産材比率が低い部材における利用促進が課題である。

木材等の輸出促進に関しては、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和２年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、輸出産地育成に向けたセミナーの開催、輸出先国の規格・基準やニーズに対応した性能検証等の取組を行った結果、輸出額が令和２年の357億円から令和７年には596億円まで増加した。また、令和７年５月には同戦略を見直して対策の強化を図った。一方で、原木が輸出額の約５割を占めており、付加価値の高い木材製品等の輸出拡大が課題である。

木質バイオマスの利用に関しては、木質バイオマス発電所の増加等により、燃料材の国産材利用量が令和２年の９百万㎥から令和６年には12百万㎥まで増加し、製紙等向けパルプ・チップ用材と併せて、国産材需要を下支えする役割を果たした。一方、地域によっては、発電事業者間や既存需要者との間での原木需要の競合や森林資源の持続的利用に対する懸念が生じている。

新たな動きとして、環境に配慮した企業経営等を求める社会的気運やウェルビーイングへの関心が高まっている。しかし、森林整備や木材利用等を通じた環境貢献を客観的に評価する手法は十分に普及しておらず、また、木の良さや利用の意義、森林の価値等が消費者に十分に理解されていないため、建築物等に木材を利用する動機付けが不足している。

⑶　前基本計画策定以降の情勢変化等

我が国は、地球温暖化に伴う気候変動、生物多様性の損失など地球規模の大きな変化や、不透明な国際情勢、急速な少子高齢化等にも対応しながら、各般の施策を進めていくことが求められており、主な情勢変化等は、次のとおりである。

ア　令和２年以降の温室効果ガス削減等に関する国際的な枠組みであるパリ協定の下、「地球温暖化対策計画」（令和７年２月閣議決定）において、ＧＸの推進等を通じた「2050年ネット・ゼロ」の実現に向けた、新たな温室効果ガス削減目標が掲げられた。また、生物多様性の保全に関しては、昆明・モントリオール生物多様性枠組が令和４年に生物多様性条約第15回締約国会議（ＣＯＰ15）第二部で採択されたことを受け、我が国では令和５年３月に「生物多様性国家戦略2023―2030」を閣議決定し、令和12年までに「ネイチャーポジティブ」を実現することとされた。これらを背景として、環境に配慮した企業経営等への意識が高まる中、二酸化炭素の吸収源であると同時に、豊かな生物多様性を支える重要な構成要素である森林への期待や、再生可能で二酸化炭素の排出削減・貯蔵にも資する資材としての木材への関心が高まっている。折しも、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（以下「ＳＨＫ制度」という。）が変更され、同法の特定事業所排出者が報告等を義務付けられている自らの温室効果ガス排出量の算定において、森林経営活動や木材製品の利用による炭素蓄積変化量を利用することが可能になったほか、建築物のライフサイクルカーボン（以下「$LCCO_2$」という。）の評価注に関する制度の導入が検討されるなど、森林や木材の環境貢献の見える化に資する動きが進展している。

注　建築物の資材製造・施工から解体に至るまでの全体を通じた二酸化炭素等の排出量を定量的に計算し、評価することをいう。

イ　令和２年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により木材需要全体が低迷し、その後、いわゆるウッドショックが発生するなど、国産材のサプライチェーン全体で急激な需給変動に対応する必要に迫られた。こうした複合的な外部要因を背景に、経済安全保障の観点からも国産材への期待が高まっており、建築用材等に占める国産材の割合が過半となっている。

ウ　森林・林業・木材産業分野において、これまで、リモートセンシング注やＩＣＴの活用、林業機械の遠隔操作・自動運転技術の開発、改質リグニンやセルロースナノファイバー（以下「ＣＮＦ」という。）を始めとする多様な木質系新素材の開発や実装、細胞増殖による苗木生産技術の開発等が進展している。さらに、ＡＩについては急速な技術進歩が起きており、森林・林業・木材産業分野においても効率性や利便性を大きく向上させること等が期待されている。

注　衛星、航空機、ドローン等を用い離れたところから、観測対象のデータを取得する技術をいう。

エ　テレワーク環境の整備が全国的に進展し、場所にとらわれない柔軟な働き方が広がるなど、農山漁村地域が居住地として見直される環境が整いつつある。このような状況も踏まえて、「地方みらい共創戦略」（令和７年５月農林水産省地方みらい共創研究会策定）においては、森林・山村分野について、森林の有する多面的機能に価値を見出し、地域の賑わいや所得と雇用を創出する「森業」を推進することとされた。

オ　気候変動等に伴い激甚な山地災害等が相次いでいる。令和６年には、１月の能登半島地震により亀裂が生じていた山地において、９月に奥能登豪雨が発生したこと等により山腹が崩壊し、人家や道路に土砂や流木が流出するなど、複合的な要因による甚大な被害がもたらされた。令和７年には、記録的な少雨の影響もあり、冬から春にかけて大規模な林野火災が各地で発生した。なかでも、２月に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、過去60年で最大のものとなった。また、クマの分布が人間の生活圏周辺まで拡大し、特に、令和７年には死者数が過去最多となるなど人身被害が多く発生した。

２　森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向

⑴　森林・林業・木材産業の好循環による「森の国・木の街」の実現

環境に配慮した企業経営等を求める社会的気運の高まりを好機と捉え、森林や木材の環境貢献の見える化を通じて木材の利用拡大と幅広い需要の創出を図る。また、それに対応した林業・木材産業の体質強化と、林業従事者の所得及び立木価格の向上が重要であることから、木材加